

受験番号:33IPM019

問1

【0002】

一部の法域において、告発や有罪判決を受けた個人あるいは接近禁止命令を受けた者に、いわゆる足首モニターを装備することがある。これは、保釈や保護観察下での釈放の条件として個人の所在を監視するための電子タグ付け装置であり、特定の制限下で自宅での生活を許容するものである。足首モニターは主に、電子タグ付け装置そのものと、装置を着用者の足首に固定するためのバンドとで構成される。このバンドには必須の前提条件が2つ存在する。1つは、着用者はいかなる手段によってもバンドを外して装置を取り除くことができてはならない。2つめは、バンドが着用者の皮膚や肉体に危害や損傷を引き起こしてはならず、これは人権侵害の告発を避けるためである。

【0003】

1つめの前提条件は実際にはかなり厄介である。なぜなら、着用者はその気になれば、切る、燃やす、削るなどのあらゆる手段をもってこの不快な物品を取り除こうとするであろうし、また実際その最中に重傷を負う者もいるからである。単にバンドをより頑丈なものにするだけでは、2つめの前提条件を考慮すると解決にならない。

【0004】

してみると、バンドの表面が表側(外を向く側)と裏側(内を向く側)とで完全に異なる特徴や性質を有すべきであることは当然と考えられる。

問2

【0076】

図1～11に示す第1の実施形態によれば、本発明の折り畳み式ナイフ10は、長手方向Aに延びるブレード12およびハンドル14を主に備え、ハンドル14は収納空間を画定するライナーブロック16を備える。

【0077】

ブレード12は、ブレード12の基部(またはヒール)12. 1を通る枢動軸18によってライナーブロック16に枢動式にヒンジ留めされ、ライナーブロック16に固定されている。これにより、ブレード12は、ライナーブロック内の収納空間にブレード12が受容されている非活動位置と、ブレード12がハンドル14に沿って延伸している活動位置との間で枢動できる。

【0078】

図6において、ブレード12を単独で見ることができる。ブレード12は、長手方向刃先12. 2すなわち「エッジ」、これに対向するバック12. 3、ポイント12. 4、およびポイント12. 4の向かい側に基部/ヒール12. 1を呈し、基部/ヒール12. 1は、ライナーブロック16の枢動軸18が通る孔20を有する。

【0079】

ライナーブロック16がハンドル14内部へと、実質的に長手方向Aに摺動することに留意されたい。このため、ハンドル14は、底部24とそこから延伸する2つのウイング26を含むU字形のハンドル本体22を備える。ここでハンドル本体22はU字形の外形を有して成形されているが、組み立てによって製造されてもよい。ハンドル本体22は、金属または他の任意の適切な材料で作製されてよい。

[訳者コメント]

“The blade 12 is pivoting hinged on the liner block 16“の”pivoting hinged“は”pivotally hinged“として訳しました。

問3

【請求項1】

天然石、コンクリート、セラミックなどを切削するための切削ツールであって、前記切削ツールが、直径の非常に大きなディスク(10)を備え、

前記ディスク(10)が、前記ディスク(10)の外周(12)上に複数の周方向に離間した切削セグメント(16)を画定する手段を有し、

前記切削セグメント(16)が、径方向外側に開きかつ軸方向に開いている溝(14)を画定する手段によって離間されており、前記溝(14)は、切削加工中に切り屑材を排出できるよう切り屑材を受けられるように構成され、

前記切削セグメント(16)の各々が、周方向に延びる長さ、少なくとも一対の切削ピースをその上に画定する手段とを有し、各切削ピースの、軸方向に対向するその側壁を含む全長に、均一な軸方向厚さと、周方向(U)に波形またはジグザグ形のうちの少なくとも1つを有しており、

互いに隣接し軸方向に対向する切削ピース表面どうしが、互いに離間しており、径方向外側に開いた連続的な周方向に延びるチャンネル(22、24)をそれらの間に画定し、

各切削ピース上の手段が、各切削ピースの長さに沿って交互に離間した複数の頂部と複数の溝部とを画定し、

1つの切削ピースの一方の側の前記頂部が、他方の切削ピースの、前記一方の側に面している側の前記溝部に受け入れられていることによって、

前記ディスク(10)の回転面において前記周方向に延びるチャンネル(22、24)の妨げのない連続性をブロックすることができる、切削ツール。